

ビザ申請料金改定

2015 年 12 月 7 日よりビザ申請料金が変更されます。さらに、ご申請時及びお支払い時に入国管理税のお支払いが必要となる場合がございます。

ニュージーランド移民局は、現地通貨における外国為替の変動に合わせてビザ申請料金の調整を致しました為、ご申請時には正しい料金をお支払い頂く必要がございます。ビザ申請センターへご提出またはご送付頂いたご申請は、2015 年 12 月 7 日より、ニュージーランド移民局へ支払う金額、併せてビザ申請センター取扱手数料を必ず支払わなければなりません。

日本より提出される主だったビザ種類に関する新しい料金は、以下のように設定されます。料金の完全なリストに関しましては、下記リンクにて、2015 年 12 月 7 日より適用となる料金/税をご参照下さい。(www.immigration.govt.nz/fees) Office and Fees Finder は、2015 年 12 月 7 日に更新されます。

2015 年 12 月 7 日より:

ビザの種類	書面申請/オンライン申請	新料金(入国管理税を含む)
訪問ビザ	書面申請	13,900 円
学生ビザ	書面申請	25,000 円
	オンライン申請	270 ニュージーランドドル
労働ビザ- パートナークシップ	書面申請	34,700 円
労働ビザ- その他	書面申請	26,750 円
	オンライン申請	298 ニュージーランドドル
定住ビザ- 家族	書面申請	163,850 円
定住ビザ- 技術者カテゴリー	書面申請	259,200 円
永住ビザ	書面申請	16,000 円
乗り換えビザ	書面申請	12,200 円
転記	書面申請	9,250 円

*注意: オンライン申請の料金は、ニュージーランドドルでのお支払いとなります。

入国管理税

入国管理税は、(現在の移民税のように)一生に一度のお支払いではなく、提出されるそれぞれのビザ申請に課されます。

入国管理税は、ご申請の時点でお支払い頂かなければならず、入国管理税が全額支払われるまでご申請の審査は進められません。

入国管理税は、申請ごとに支払いが必要となります。団体訪問ビザの場合のみ申請者の方それぞれに課されます。

若干の例外はございますが、以下の項目もしくはビザの種類に該当する申請は、入国管理税の対象となります。

- ・一時滞在ビザ(労働、学生、訪問)
- ・制限ビザ
- ・二度目以降の永住ビザもしくは永住ビザを除く定住型ビザ